

寝屋川流域協議会



◆広報活動

春の広報イベント（「東大阪市民ふれあい祭り」）

令和7年5月11日（日）10時から16時

参加者：998人

松原南調節池を見学しながら、総合治水対策や環境対策について周知。



冬の広報イベント（ウォークイベント）

令和8年2月28日（土）12時30分から16時30分 参加者：31人

3か所の施設をまわり、総合治水対策、環境対策、下水処理のしくみなどを周知



水環境啓発イベント（キラっと！かどま2025 市内統一清掃活動）

開催日：令和7年11月15日（土）10時から12時

参加者：153名

門真市役所周辺の公園や歩道等において清掃活動を実施し、協議会の取組内容についてパネル等で啓発



ごみを拾い『ながら運動』の体験



清掃活動



ワークショップ（ごみを使ったキーホルダー作り）
環境啓発パネル展示

環境啓発イベントECO東大阪

令和7年10月11日（土）10時から15時

ペットボトルキャップをキーホルダーにアップサイクルするワークショップ、ARを活用した浸水体験 などを実施



キーホルダーづくり



大阪マンホールEXPO 2025

令和7年10月25日（土）26日（日）10時から17時

総合治水対策事業パネル展示、
遊びながら学べる小学生向け防災カードゲームの配布。



パネル展示



防災カードゲーム

啓発ポスターの掲示等

出水期間中に
「水害への備え」
を啓発する
ポスターの掲示

次年度新規啓発
ポスターの作成



小学生向け防災カードゲーム

ブース出展で活用できる小学生向け防災カードゲームの配布。カードの裏面は、協議会オリジナルデザインで印刷

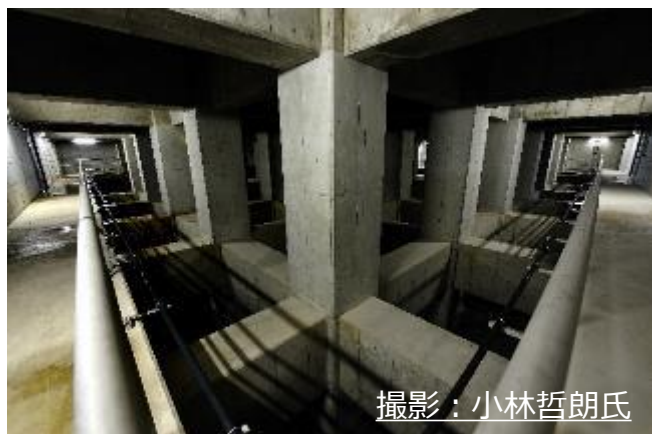


ブース出展を通じて
約200部配布！！



【参考】広報活動の評価指標（広告換算値）

「広告換算値」とは、新聞・テレビ等のメディア上に掲載された際の効果や認知効果を、同じように広告として購入した場合の広告費用に換算し、その金額で評価するといった広報啓発の評価指標のこと。



撮影：小林哲朗氏

寝屋川流域総合治水対策事業等に関する報道一覧（H30～R7）

広告換算値 78,509,933円

（テレビ20回、WEB放送2回、新聞21回、ラジオ2回）

国予算確保に向けた要望活動について

要望日： 令和7年8月5日(火)

要望先： 国土交通省 塩見審議官 14:45～15:00
 国土交通省 廣瀬技監 ※ 15:45～16:05
 国土交通省 水管理・国土保全局 中井次長 16:45～17:00

要望者： 森岡 大阪府副知事 ※ 石川 参議院議員 同席
 逢坂 大東市長
 宮本 門真市長
 銭谷 四條畷市長
 高橋 大阪市副市長
 小山 枚方市副市長
 山本 東大阪市副市長

◆廣瀬国土交通技監のコメント

- ・ 防災面でも重要な事業で、多くの予算が必要となることは理解。
- ・ 強靱化をはじめ予算確保と地域への配分に努力する。

◆塩見国土交通審議官のコメント

- ・ 重要な事業であることは理解。工事のペースを落とさないよう、予算確保に努める。

◆中井国土保全局次長のコメント

- ・ 流域の実情について理解。寝屋川流域の要望の重要性について認識している。早期の効果発現のため、予算確保に努める。



要望活動状況（廣瀬技監）



要望活動状況（塩見審議官）



要望活動状況（中井次長）

◆要望内容

- ・ 寝屋川流域総合治水対策に係る取組を着実に推進するため、**5か年加速化対策の完了後も継続して、予算措置をこれまで以上に行うこと。**
- ・ 寝屋川流域総合治水対策の根幹となる地下河川や下水道増補幹線等の大規模施設の整備、雨水ポンプ及び管渠の更新を重点的・集中的に推進するため、資材価格や人件費の高騰による影響も反映した、**所要の予算措置を行うこと。**
- ・ **とりわけ現在事業中の寝屋川北部地下河川鶴見調節池は、多額の事業費を要するため、遅延なく整備できるよう、事業進捗に応じた必要な予算措置を継続して行うこと。**

国予算確保に向けた要望活動について

要望日： 令和7年11月13日(木)

要望先： 国土交通省
水管理・国土保全局 中井次長 13:35～13:50
国土交通省 水嶋事務次官 15:00～15:05

要望者： 森岡 大阪府副知事
瀬野 守口市長
銭谷 四條畷市長
宮本 門真市長※事務次官要望時のみ
高橋 大阪市副市長
江原 東大阪市上下水道事業管理者

◆水嶋国土交通事務次官のコメント

- ・ お時間のない中で要望書の手交のみお受けいただきました。

◆中井水管理・国土保全局次長のコメント

- ・ まずは総額予算の確保に努める。物価上昇分も含めて予算確保していく。



要望活動状況（水嶋 国土交通事務次官）



要望活動状況（中井 水管理・国土保全局次長）

◆要望内容

- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、寝屋川流域の総合治水対策に係る取組を強力かつ迅速に推進するため、**予算措置をこれまで以上に行うこと。**
- ・ 寝屋川流域総合治水対策の根幹となる地下河川や下水道増補幹線等の大規模施設の整備、ポンプ群及び管渠の更新を重点的・集中的に推進するため、資材価格や人件費の高騰による影響も反映した、**予算措置を行うこと。**
- ・ **とりわけ現在事業中の寝屋川北部地下河川鶴見調節池は、多額の事業費を要するため、確実に必要な予算措置を継続して行うこと。**

国予算確保に向けた要望活動について

要望事項

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、寝屋川流域の総合治水対策に係る取組を強力かつ迅速に推進するため、**予算措置をこれまで以上にを行うこと。**
- 寝屋川流域総合治水対策の根幹となる地下河川や下水道増補幹線等の大規模施設の整備、ポンプ群及び管渠の更新を重点的・集中的に推進するため、**資材価格や人件費の高騰による影響も反映した、予算措置を行うこと。**
- とりわけ現在事業中の寝屋川北部地下河川鶴見調節池は、多額の事業費を要するため、確実に必要な予算措置を継続して行うこと。**

寝屋川流域総合治水の事業費



老朽化に伴うポンプ及び管渠の更新

約270万人 (=大阪府人口の約3割) が利用している寝屋川流域下水道は、昭和40年代より、全国に先駆け、流域下水道を整備していることから、**雨水ポンプ及び管渠が老朽化。**

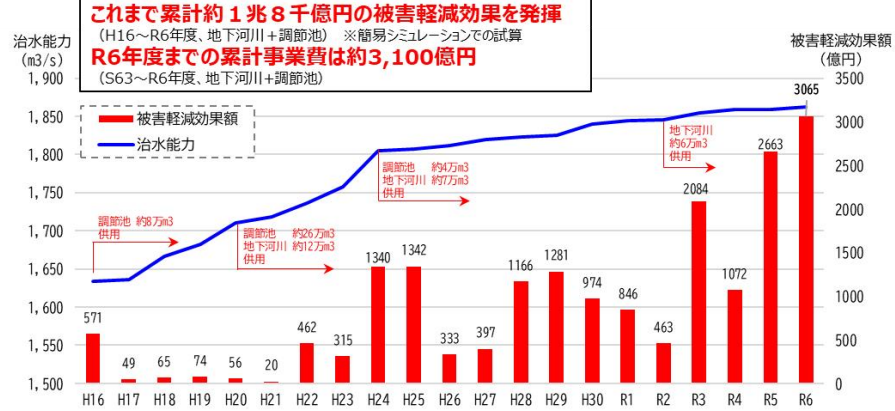
河川構造物も、比較的小規模の小さい排水ポンプ群が老朽化。

下水道事業と河川事業が連携した寝屋川流域総合治水対策を維持するためには、老朽化した施設の**早急な改築・更新が必要。**

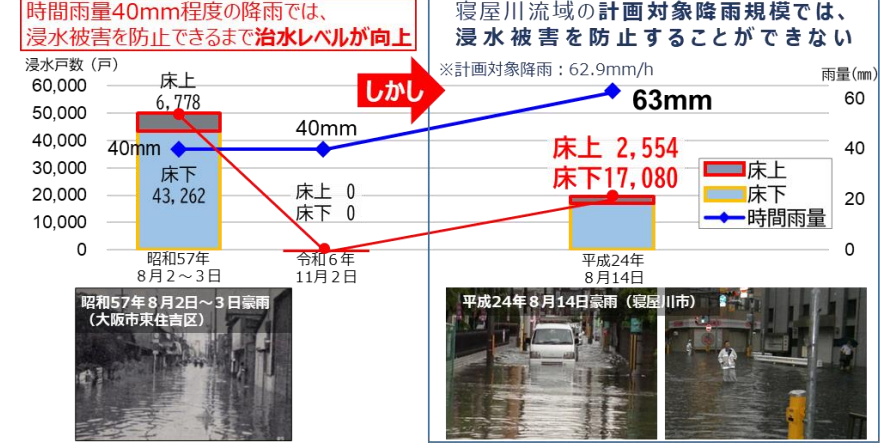
※35年以上経過した下水道の雨水ポンプ10台/83台



これまでの施設整備による浸水被害軽減効果



主な浸水被害



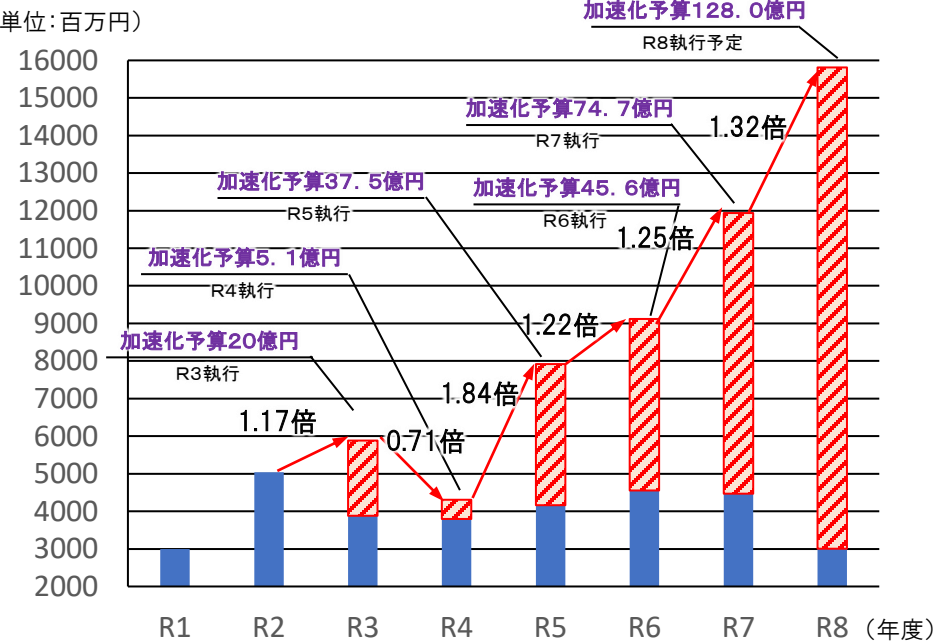
全国で毎年のように記録的な大雨が観測されるなか、寝屋川流域の計画対象降雨である**時間雨量62.9mm対策を推進するためには、より一層の治水施設の整備が必要。**

◆令和7年度 国家要望 成果

『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』を最大限活用し、R7予算として当初予算と加速化予算を合わせて河川事業で158億円、下水道事業で171億円の予算を確保。

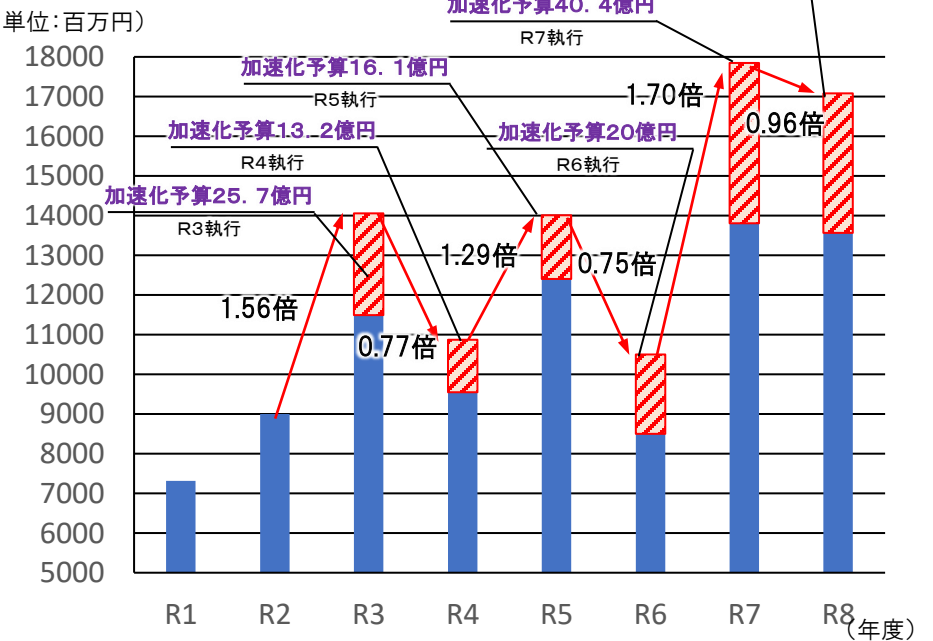
◆近年の国内示状況分析

《河川事業費》



年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
内示額	3,000	5,036	5,880	4,307	7,914	9,121	11,939	15,807

《下水道事業費》



年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
内示額	7,320	9,000	14,060	10,870	14,010	10,500	17,847	17,083

【参考】令和4年度国家要望出席者：(1月) 西端守口市長、富宅柏原市長、宮本門真市長
令和5年度国家要望出席者：(11月) 古澤門真市副市長、立花東大阪市副市長、笠間枚方市理事
令和6年度国家要望出席者：(8月) 宮本門真市長、東四條畷市長 (12月) 宮本門真市長、広瀬寝屋川市長、小山枚方市副市長
令和7年度国家要望出席者：(8月) 逢坂大東市長、宮本門真市長、銭谷四條畷市長、高橋大阪市副市長、小山枚方市副市長、山本東大阪市副市長
(11月) 瀬野守口市長、銭谷四條畷市長、宮本門真市長、高橋大阪市副市長、江原東大阪市上下水道事業管理者

◆流域水害対策計画の変更

流域水害対策計画（変更）の検討状況（議案書 10ページ）

令和3.11月に特定都市河川浸水被害対策法の一部が改正。
現在の寝屋川流域水害対策計画（平成26年8月5日策定）の変更が必要。

●法指定要件の改定（第三条関係）

市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加。
 ⇒過去から特定都市河川の指定済み。変更不要。

●流域水害対策協議会の設置（第六、七条関係）

河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、組織するもの。
 ⇒R4.5月に「寝屋川流域協議会」を設立

●流域水害対策計画の変更（第四条関係等）

計画期間は、概ね20～30年の期間で、計画対象降雨については、各対策の実効性を考慮し、気候変動による浸水被害の頻発化や降雨量の増加分などを考慮して定める。

雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する事項や、貯留機能保全区域および浸水被害防止区域の指定など。

⇒R4年度から検討開始

1. 計画期間・対象降雨 ⇒ 令和6年度本協議会で報告

- ・計画対象降雨については、河川整備計画の目標規模よりも大きく、かつ、気候変動による降雨量の増加等を考慮しつつ、中～高頻度の降雨規模を想定。
- ・計画期間については、計画策定時から概ね20～30年程度を1つの目安とする。また、既定の計画等（河川整備計画など）との整合性や、浸水被害対策の実効性等を踏まえ設定する。

2. 都市浸水想定 ⇒ 令和6年度都市浸水想定図完成

- ・計画対象降雨が生じた場合に、都市浸水が想定される区域及び浸水深を計画に明示する。
- ・浸水被害防止区域の指定等に活用するため、時間別・メッシュごとの水深及び流速を整理する。併せて、浸水継続時間を示すことが望ましい。

3. 雨水貯留浸透施設の認定 ⇒ 令和7年度総合治水WGで認定方針決定

- ・雨水貯留浸透施設に係る計画の認定制度を創設し、施設整備費用の補助や地方公共団体による管理協定制度を措置することで、民間事業者等により取組を促進。（雨水阻害行為の対策量を除く貯留量が30m³以上、管理期間10年以上の施設が対象）
- ・雨水貯留浸透施設の認定に際して、施設の規模を0.1m³以上30m³未満の範囲内で引き下げたり、管理期間を10年を超え50年以下の範囲内で引き延ばす場合は、基準を計画に明示する。
- ・認定者は都道府県知事等（条例により市町村に権利委譲が可能）

4. 貯留機能保全区域 ⇒ 令和7年度総合治水WGで指定方針決定

- ・河川沿いの低地や窪地等、河川の氾濫に伴い浸入した水や雨水を一時的に貯留する機能を有す土地において、将来にわたってその機能を保全するために区域指定を行う。
- ・区域指定の考え方・方針を計画で定める。
- ・指定権者は都道府県知事等（条例により市町村に権利委譲が可能）

5. 浸水被害防止区域 ⇒ 令和7年度総合治水WGで指定方針決定

- ・流域一体的な対策を講じてもおお浸水被害が頻発する危険な土地（整備後でも床上浸水が想定される土地）において、区域指定することで、原則、開発禁止区域とすることができる。（洪水版レッドゾーン。）
- ・区域指定の考え方・方針を計画で定める。
- ・指定権者は都道府県知事

■ 雨水貯留浸透施設の認定

①雨水貯留浸透施設の認定基準について、ガイドラインを参考に検討

●施設の規模に係る認定の基準

→雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量または他法令により確保すべき貯留量の大きい方の貯留量を除いた**貯留量が30m3以上**とする。

●施設の構造及び設備に係る認定の基準

→**堅固で耐久力を有する構造**であること

→雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために**必要な排水設備その他の設備を備えたもの**であること

●施設の管理の方法に係る認定の基準

→雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる**機能を維持するための点検が、適切な頻度で目視その他適切な方法により行われるもの**であること

→点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食、劣化その他の異状が明らかとなった場合に、**補修その他必要な措置が講じられるもの**であること

→雨水貯留浸透施設の**修繕が計画的に行われるもの**であること

●施設の管理の期間に係る認定の基準

→**10年以上**とする。

②その他、下記について検討

- ・認定施設に対する固定資産税の減免条例が流域内の9市において制定済があることを踏まえ、**認定を受けた施設は、この減免の対象とすることを確認**。なお、設置費の補助についても今後検討を行う。
- ・既存施設における、固定資産税の減免額についてケーススタディを実施。

貯留機能保全区域の指定

- 貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の都市浸水の拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

指定検討対象となる土地のイメージ

(対象1)

●河川沿いの低地・窪地

- ①貯留機能 → 河川の氾濫に伴い侵入した水
- ②浸水拡大抑制効果 → 下流の負荷の低減

●河川から離れた低地・窪地

- ①貯留機能 → 雨水
- ②浸水拡大抑制効果 → 区域周辺への浸水拡大の抑制

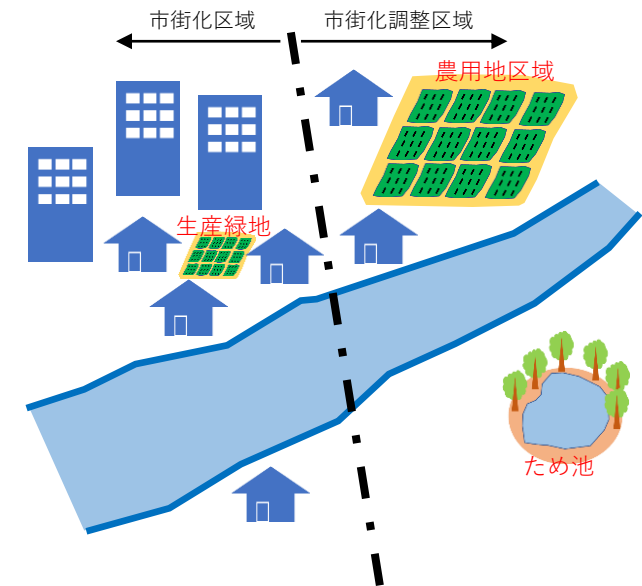
ガイドラインに基づき、
指定検討対象となる土地

(対象2)

●河川から離れた既存貯留施設（ため池など）

- ①貯留機能 → 雨水
- ②浸水拡大抑制効果 → 区域周辺への浸水拡大の抑制

寝屋川流域オリジナルで、
指定検討対象とする土地



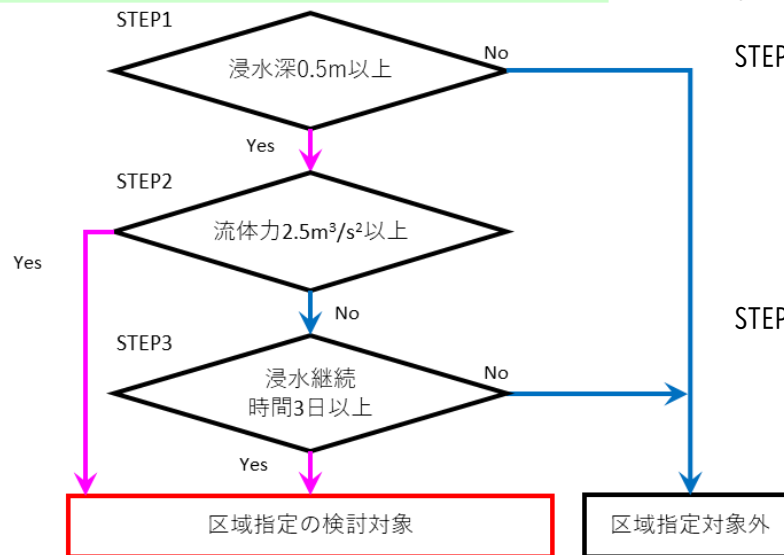
寝屋川流域内における候補箇所一覧を作成し、各箇所について区域指定にかかる具体的な検討が可能かどうかを各流域市で整理。

➡ 区域指定にかかる具体的な検討を取り進める箇所を絞り込んだ。

■ 浸水被害防止区域の指定

寝屋川流域では市街化が進展していることを踏まえ、浸水深だけでなく流体力・浸水継続時間等を考慮した上で、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、以下のフローに基づき指定の検討を行うこととした。

浸水被害防止区域 指定検討フロー（案）



STEP1

法・ガイドラインの考え方に基づき、床上浸水以上を検討対象

STEP2

寝屋川流域の浸水形態（内水氾濫）を鑑み、家屋等が流出する恐れが無ければ、垂直避難が有効であることを念頭に流体力による評価を追加。

※ 寝屋川流域においては、計画対象降雨で家屋倒壊等氾濫（氾濫流）が想定される区域はないことを確認している。

※ 流体力 $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ 以上：居住不可能となる家屋が出現

出典：洪水はん濫の数値計算および被害について、佐藤他、第37回水理講演会論文集、1989.2

STEP3

基本的には、床上浸水が発生し、かつ家屋が流出する恐れがあるなど垂直避難ではリスクが残るエリアを浸水被害防止区域の指定を検討するエリアと考えるが、浸水継続時間が3日以上となるエリアについては、必要物資が調達できない可能性もあるため、区域指定の検討対象エリアとして追加するもの

本フローにおいて区域指定の検討対象となった区域について、下記のとおりR7年度第1回総合治水WGで検討した。

（検討対象うち寝屋川市域 ※流体力 $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ 以上の区域）

寝屋川市：検討対象区域は生産緑地に指定されており、居住の可能性が極めて低いため、現時点で、区域指定は必要ないと考えている。

（検討対象うち大東市域 ※流体力 $2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ 以上の区域）

大東市：検討対象区域は住宅等が既に建てられているが、本市では過去の水害の経験からソフト対策を充実させており、現時点で、区域指定は必要ないと考えている。

➡以上より、上記区域において、当該市の意見も踏まえ、現時点では、**浸水被害防止区域の指定を急ぐ必要はない。**

(議案書 10ページ)

(1) 協働

生駒山系花屏風構想

令和7年度の花木等の植栽本数 66本
花木等植栽本数計 11,107本 (R8.3)

- ・生駒花屏風ハイク (令和7年11月8日) : 八尾市神立で開催



(2) 取組の共有

砂防事業

土砂災害防止法に基づく区域指定

所在市	警戒区域	特別警戒区域
枚方市	165	151
交野市	135	123
寝屋川市	43	42
四條畷市	70	60
大東市	120	102
東大阪市	167	154
八尾市	71	53
柏原市	235	207
8市合計※1	982	890

※1 : 各市の区域数には、隣接市が発生源となった区域数を含むため、合計数と一致しない。

施設整備箇所※2

所在市	箇所名	備考
枚方市/交野市	北川支川	砂防
交野市	天野川右1左四 天野川右1右一(1)	砂防 砂防
東大阪市	引谷 築田川 石切東谷	砂防 砂防 砂防
八尾市	山畑川 樽堂谷第一支溪	砂防 砂防
柏原市	奥山大谷 国分東条第三支溪	砂防 砂防

※2 : 流域市内における事業個所で、寝屋川流域外も含む。

治山事業

施設整備箇所※2

所在市	箇所名	備考
交野市	星田	溪間工

下流河川への土砂流出防止
(砂溜工の維持管理) ※2

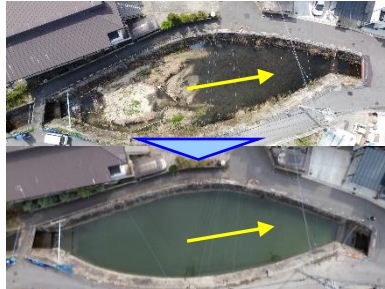
所在市	箇所名	備考
交野市	傍示川	
東大阪市	日下川 鳴川支溪	



枚方市・交野市 北川支川



交野市 星田



東大阪市 日下川



四條畷市 北谷川 (溪流保全工内の伐採)

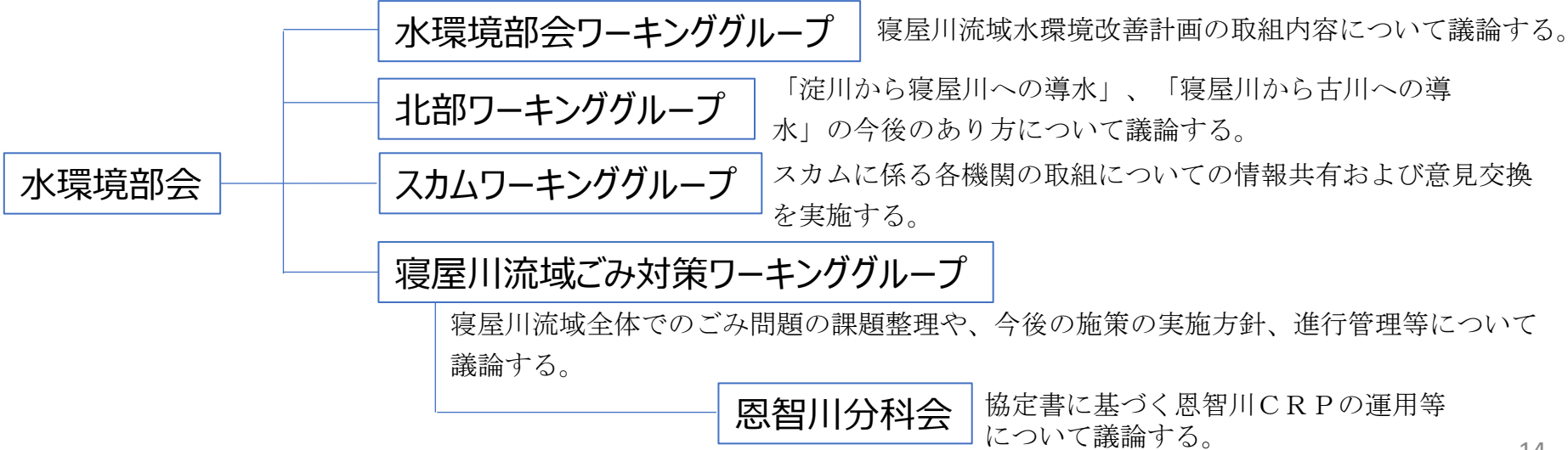


寝屋川流域水環境改善計画（令和4年版）の目標

項目	目標
水質の保全	魚が生息できる良好な水質の保全、人が親しむことができる水質の保全
水量の確保	魚類の生息、景観の保全に必要な水量の確保
河川の景観・生活環境の改善	流域住民の河川への関心や愛着の向上
水辺空間の利活用の促進	水辺空間の認知度の向上、水辺空間の利用者数の増加

水環境部会の体制について

- 寝屋川流域水環境改善計画の目標達成のため、課題ごとに各種取組の推進や流域市との情報交換を行うため各ワーキンググループ(WG)を設置、令和7年度から「北部ワーキンググループ」を再開



寝屋川流域水環境改善計画の推進

寝屋川流域水環境改善計画(令和4年度版)を踏まえ、計画の目標達成に向けて、各種施策を推進するとともに、各施策の取組状況の検証を実施

①水質の保全・水量の確保

- 下水道の整備や接続の促進、下水処理場における適正処理事業所排水対策の徹底、下水処理水の浄化導水等の実施
- 淀川等から寝屋川への導水のあり方を検討



生活排水に係る啓発

②河川の景観・生活環境の改善(ごみ対策)

- 流域住民による清掃活動や若年層向けの美化イベントの実施
- SNS等による情報発信、啓発イベント等の実施
- 浮遊ごみ啓発装置の運用、河川水面清掃等の実施



流域各地での清掃活動

③河川の景観・生活環境の改善(スカム対策)

- スカムアラートによるスカム発生検知と破砕措置の実施
- 底泥の浚渫等によるスカム発生抑制対策の実施
- スカム多発箇所における浚渫の効果検証等の実施



底泥の浚渫

④水辺空間の利活用の促進

- アスマイルを活用した水辺空間の利用促進
- 水辺空間サインボードの設置
- 各種イベント等における水辺空間マップの周知

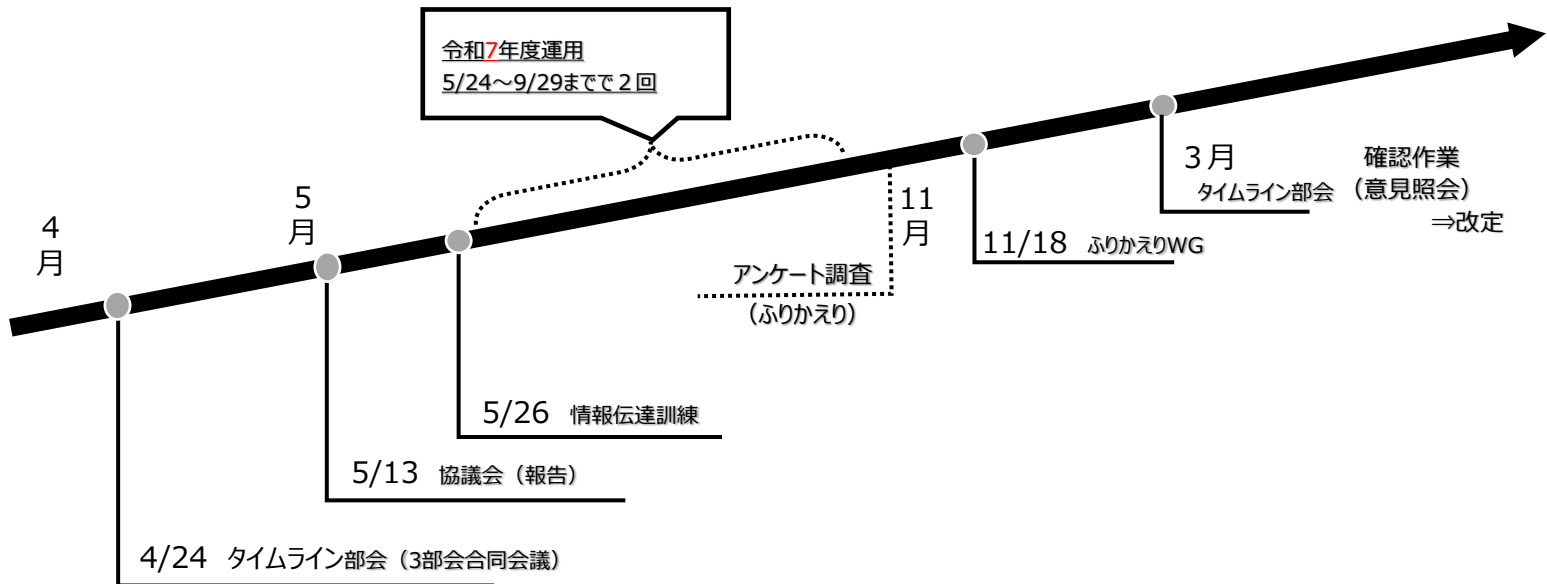


水辺空間サインボード

大規模水害タイムラインの取組の推進

寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善

- 【計画】 令和7年度版 タイムラインの策定
 - ・前年度にタイムライン部会を书面開催し、タイムラインを令和7年度版に改訂(4月)
- 【実行】 タイムラインの運用
 - ・情報伝達訓練の実施(5月)
 - ・5月末の大雨などにより、計2回タイムラインを運用(5～9月)
- 【評価】 ふりかえり
 - ・ふりかえりWG(対面・WEB併用)を開催し、通知対象である氾濫注意水位の検証結果を報告するとともに、タイムラインにおける課題抽出や改善策の検討を実施(11月)
- 【改善】 タイムラインの改訂
 - ・タイムライン部会を书面開催しタイムラインを令和8年度版に改訂(3月)



(1) 収入の部 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

単位:円

	当初予算	最終決算	備 考
負担金	834,000	798,805	見学会実施に伴う共催負担金の減少
繰越金	414,904	414,904	
雑収入	419	1,181	利息
合 計	1,249,323	1,214,890	

見学会の開催に伴う
傷害保険料の差額ほか

(2) 支出の部 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

単位:円

	当初予算	最終決算	備 考
事業費	1,000,000	615,207	広報啓発物品等
会議費	120,000	103,330	
事務費	100,000	134,535	国家要望資料印刷用品 (トナーカートリッジ)の購入 ほか
予備費	29,323	0	
合 計	1,249,323	853,072	

国家要望資料印刷用品
(トナーカートリッジ)の購入
ほか

(3) 差引残高

収入額 1,214,890 円
支出額 853,072 円

差引残高 361,818 円 (令和8年度に繰越)

◆広報活動

(1) 広報イベントの実施

1. 春の広報イベント（東大阪市民ふれあい祭り）

日 時 令和8年5月10日（日）10：00 ～ 16：00

場 所 松原南調節池（東大阪市 花園中央公園内）

2. 冬の広報イベント

日 時 令和8年 冬ごろ

場 所 未定

3. 水環境啓発イベント

日 時 令和8年 秋ごろ

場 所 未定

(2) 各種イベントにおけるブース出展の実施

出展イベント 下水道マンホールEXP0（令和8年11月8日）など

(3) 啓発ポスターの掲示

場所 流域の各市役所、府関係事務所および大阪府庁別館

内容 ごみ啓発

(4) その他

- ・寝屋川流域協議会XなどのSNSやメディア等を活用した事業PR
- ・寝屋川流域協議会HPの充実



新ポスターデザイン

◆令和8年度 国家要望

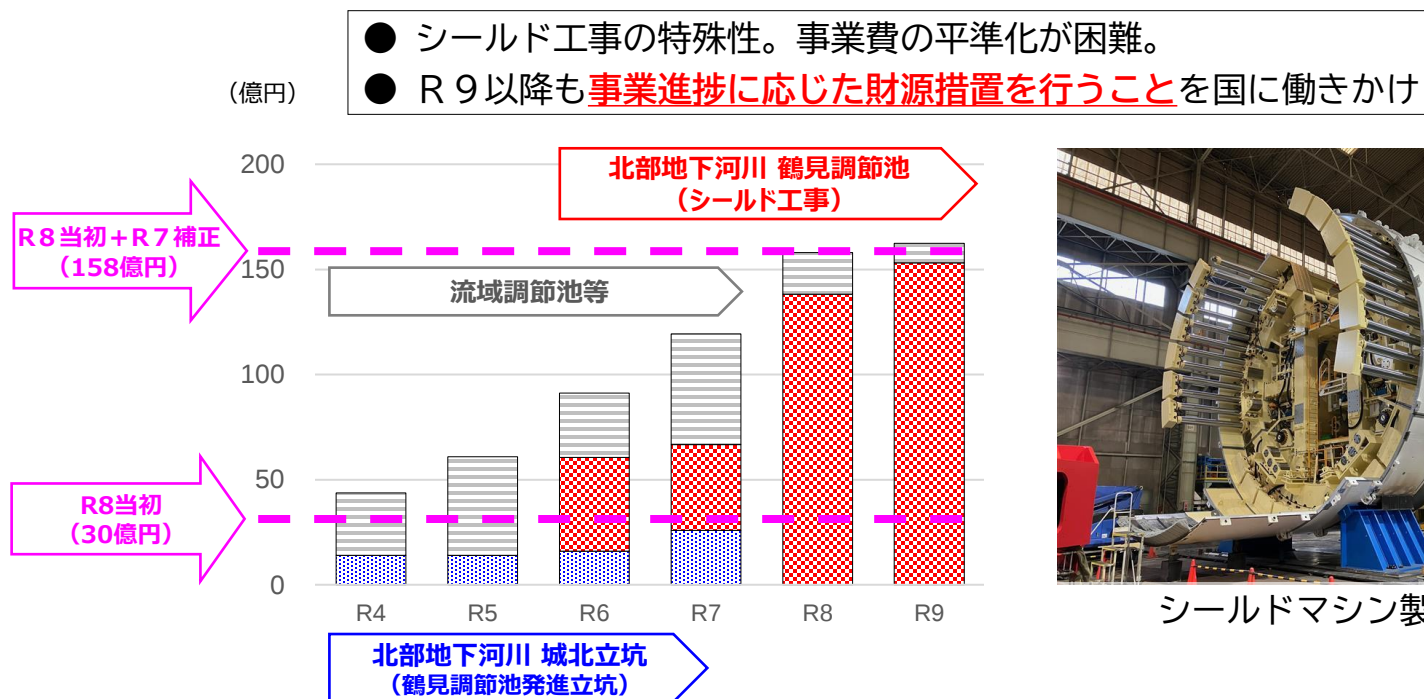
(1) 方針

更なる予算確保を目指して、『国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること』『鶴見調節池の整備に必要な事業費を継続して確保すること』を要望方針として活動する予定

(2) 日時

- ・年2回を予定

■ 寝屋川総合治水事業費 (事業中の事業費推移)



シールドマシン製作状況

流域水害対策計画（変更） 目標スケジュール

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度					R 8 年度					R 9 年度	R 10 年度	
1. 計画期間・対象降雨	概ね60年、八尾実績 降雨で決定			第1回WG 8月 夏の国家要望	第2回WG 11月 冬の国家要望	第3回WG	第4・5回WG	3月上旬 流域水害対策計画（素案） 国土交通省 事前協議	7月頃 流域水害対策計画（素案） 寝屋川流域協議会 議決	8月頃 夏の国家要望	11月頃 流域水害対策計画（案） 寝屋川流域協議会 議決	12月頃 流域水害対策計画（案） 国土交通大臣同意	12月頃 冬の国家要望	2月頃 流域水害対策計画の変更	貯留機能保全区域または浸水被害防止区域の指定 【期限】流域水害対策計画の変更	【概ねの期限】貯留機能保全区域または浸水被害防止区域の指定
2. 都市浸水想定		浸水想定図 作成済み														
3. 貯留機能保全区域		指定方針決定		指定地区の絞り込み						パブリックコメント ・学識経験者への意見聴取						
4. 浸水被害防止区域		指定方針決定		指定地区の 必要性を確認												
5. 雨水貯留浸透施設 の認定				認定の方針決定												

採択から5年以内の見込み
（寝屋川の事業採択はR5年度）

採択から5年以内の見込み
(寝屋川の事業採択はR5年度)

雨水貯留浸透施設の認定

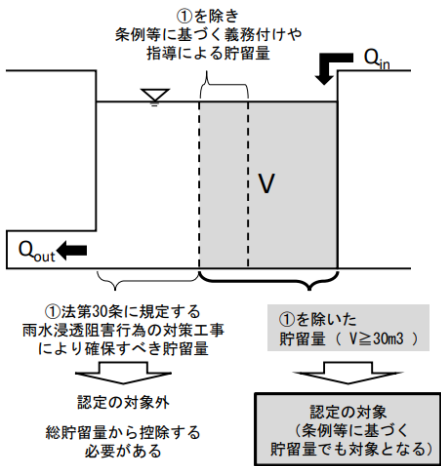
- 認定権者
守口市、門真市、柏原市、藤井寺市は、権限移譲を見据えてR 8 年度から府と市で協議開始

	雨水浸透阻害行為の許可等	開発許可等	雨水貯留浸透施設整備計画の認定 (案)
大阪市	同市	同市	同市 (法上)
枚方市	同市	同市	同市 (法上)
八尾市	同市	同市	同市 (法上)
寝屋川市	同市	同市	同市 (法上)
東大阪市	同市	同市	同市 (法上)
守口市	同市 (条例移譲)	同市 (条例移譲)	同市 (条例移譲)
門真市	同市 (条例移譲)	同市 (条例移譲)	同市 (条例移譲)
柏原市	同市 (条例移譲)	同市 (市街化区域のみ条例移譲)	同市 (条例移譲)
藤井寺市	同市 (条例移譲)	同市 (市街化区域のみ条例移譲)	同市 (条例移譲)
大東市	大阪府	同市 (市街化区域のみ条例移譲)	大阪府
四條畷市	大阪府	大阪府	大阪府
交野市	大阪府	大阪府	大阪府

【ガイドライン抜粋】
※雨水貯留浸透施設整備計画の認定等は、雨水貯留浸透施設が法第30条の雨水浸透阻害行為の許可や都市計画法第29条の開発許可等のまちづくり行政等の規制とも密接に関連していることを踏まえ、**雨水貯留浸透施設整備計画の認定等に係る都道府県知事の権限に属する事務の全部につき権限の移譲が行われることが望ましい。**

- 認定の対象
条例に基づく義務付け貯留量も対象とするかを決定

- 寝屋川流域協議会の基準を更新
「寝屋川流域における雨水流出抑制施設技術基準 (案) H18.7」
「寝屋川流域における流域貯留浸透施設技術基準 (案) H21.8」
を更新



貯留機能保全区域の指定

- 令和9年度の区域指定に向けて、**指定する土地を決定する方向で検討。**
- 流域水害対策計画の改定後、社会資本整備総合交付金（流域貯留浸透事業）を活用して**設置・改築する貯留浸透施設は、原則、区域指定する方向で検討。**

➤ 貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の都市浸水の拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

指定検討対象となる土地のイメージ

（対象1）

●河川沿いの低地・窪地

- ①貯留機能 → 河川の氾濫に伴い侵入した水
- ②浸水拡大抑制効果 → 下流の負荷の低減

●河川から離れた低地・窪地

- ①貯留機能 → 雨水
- ②浸水拡大抑制効果 → 区域周辺への浸水拡大の抑制

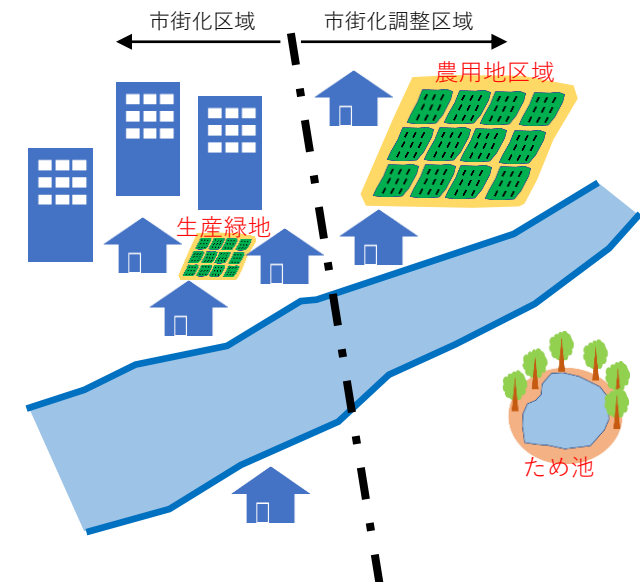
ガイドラインに基づき、
指定検討対象となる土地

（対象2）

●河川から離れた既存貯留施設（ため池など）

- ①貯留機能 → 雨水
- ②浸水拡大抑制効果 → 区域周辺への浸水拡大の抑制

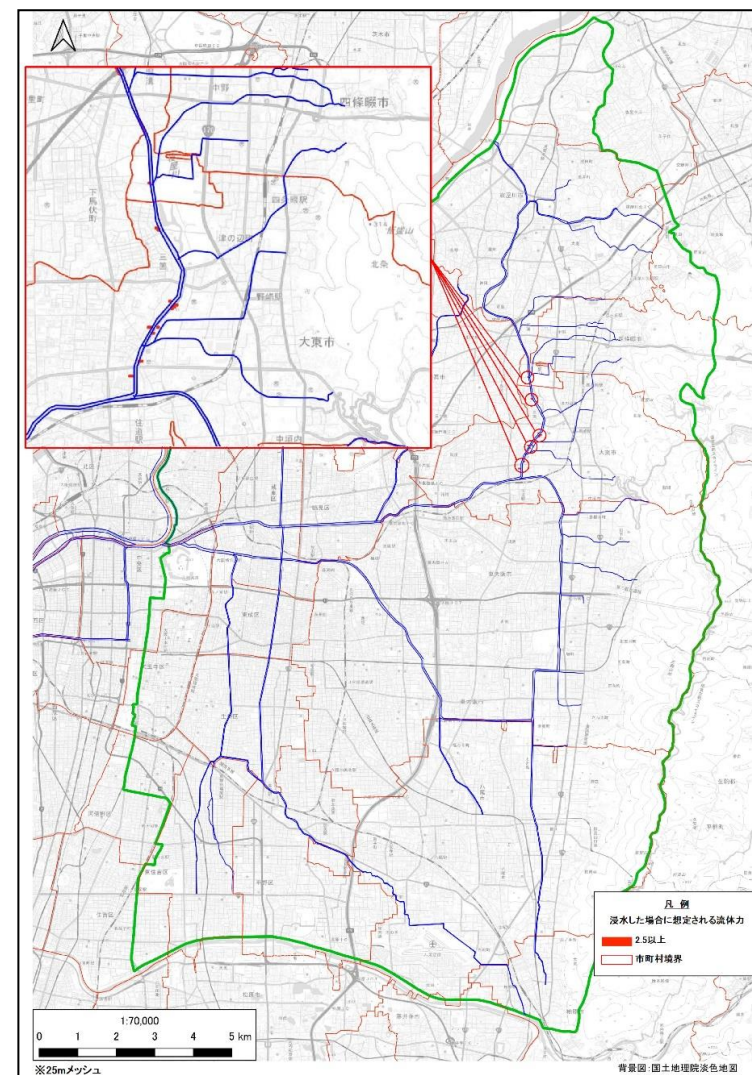
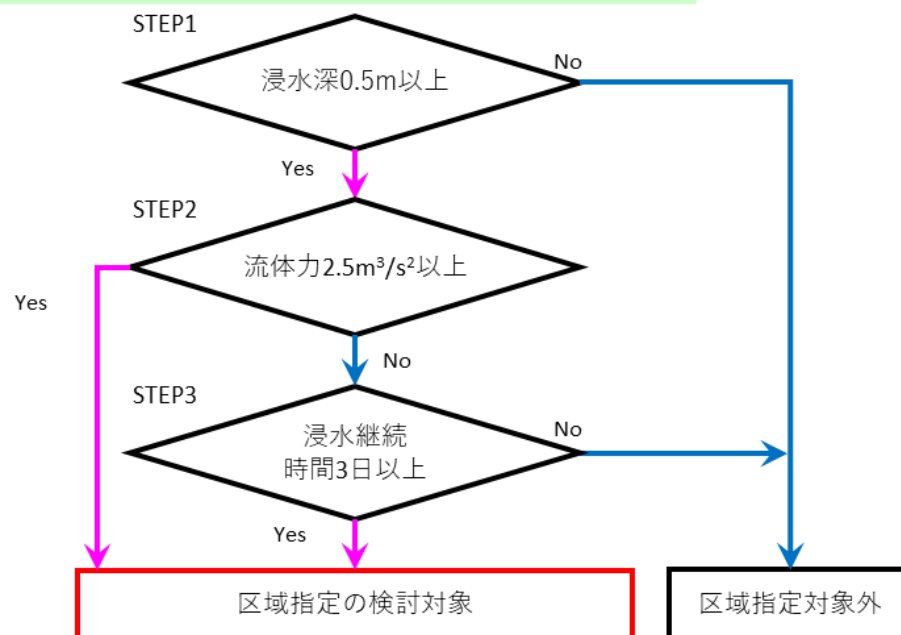
寝屋川流域オリジナルで、
指定検討対象とする土地



■ 浸水被害防止区域の指定

- 区域指定の検討対象となった区域について、**令和7年度までに決定した内容及び土地利用状況等**や当該市の意見を踏まえ、**区域指定の必要性を総合治水WGで確認**。

浸水被害防止区域 指定検討フロー（案）



(1) 協働

(議案書 14ページ)

生駒花屏風構想

生駒花屏風ハイク（令和8年度）：四條畷市で開催予定（令和8年11月3日）

(2) 取組の共有

砂防事業

施設整備予定箇所※

所在市	箇所名	備考
交野市	天野川右1左四 天野川右1右一(1)	砂防 砂防
東大阪市	引谷 築田川 石切東谷	砂防 砂防 砂防
八尾市	樽堂谷第一支溪 神宮寺北谷	砂防 砂防 (R8新規)
柏原市	奥山大谷 国分東条第三支溪	砂防 砂防

※：流域市内における事業箇所で、寝屋川流域外も含む。

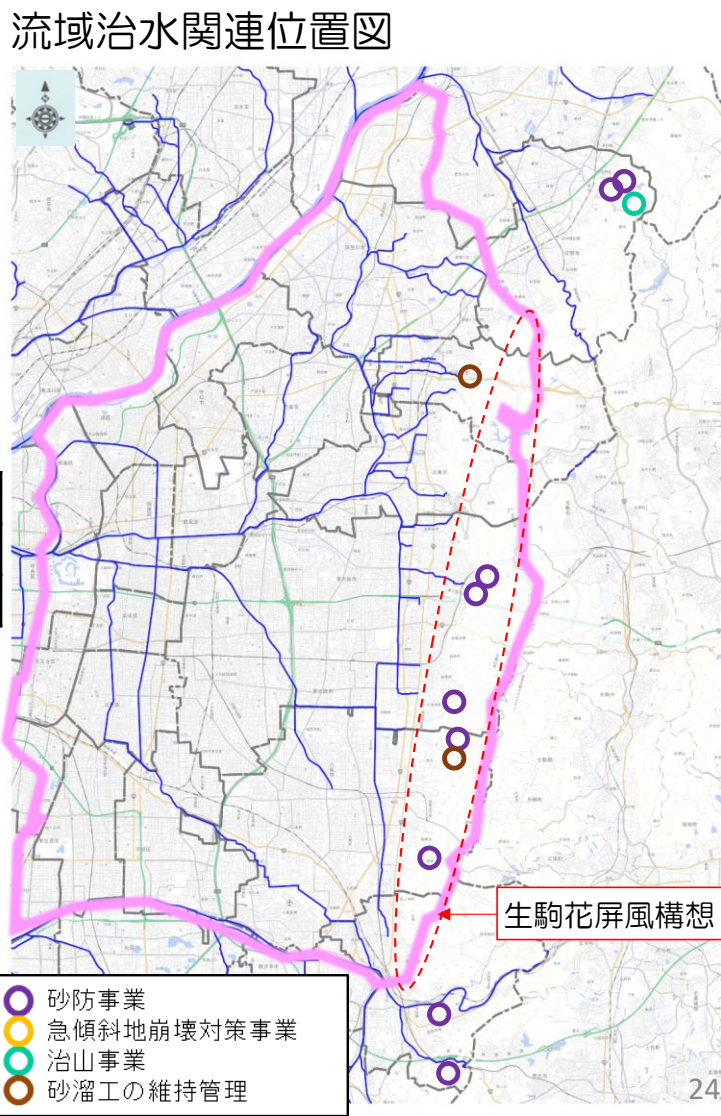
治山事業

施設整備予定箇所※

所在市	箇所名	備考
交野市	倉治	測量・設計

下流河川への土砂流出防止
(砂溜工の維持管理) ※

所在市	箇所名	備考
四條畷市	清滝川	
八尾市	樽堂谷川	



寝屋川流域水環境改善計画(令和4年版)を踏まえ、計画の目標達成に向けて、各種施策を推進するとともに、各施策の取組状況の検証を行う。

主な取組

■寝屋川流域水環境改善計画の中間評価に向けた取組

■浮遊汚泥(スカム)の発生抑制に向けた取組の共有

■河道内のごみの削減

- HPやSNS、啓発動画を活用したごみ対策の啓発
- 水環境(河川ごみ)啓発イベントの実施(再掲)

■水辺空間の利活用の促進

- HPや協議会イベント等での水辺空間マップの周知
- おおさか健活マイレージ「アスマイル」等の既存アプリを活用した水辺空間の利用促進



回収された河川ごみ



ラジコン型スカム
破砕機の実証実験



水環境学会への論文投稿



水環境(河川ごみ)の啓発

浮遊汚泥(スカム) 対策の一例

大規模水害タイムラインの取組の推進

寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善

【運用】

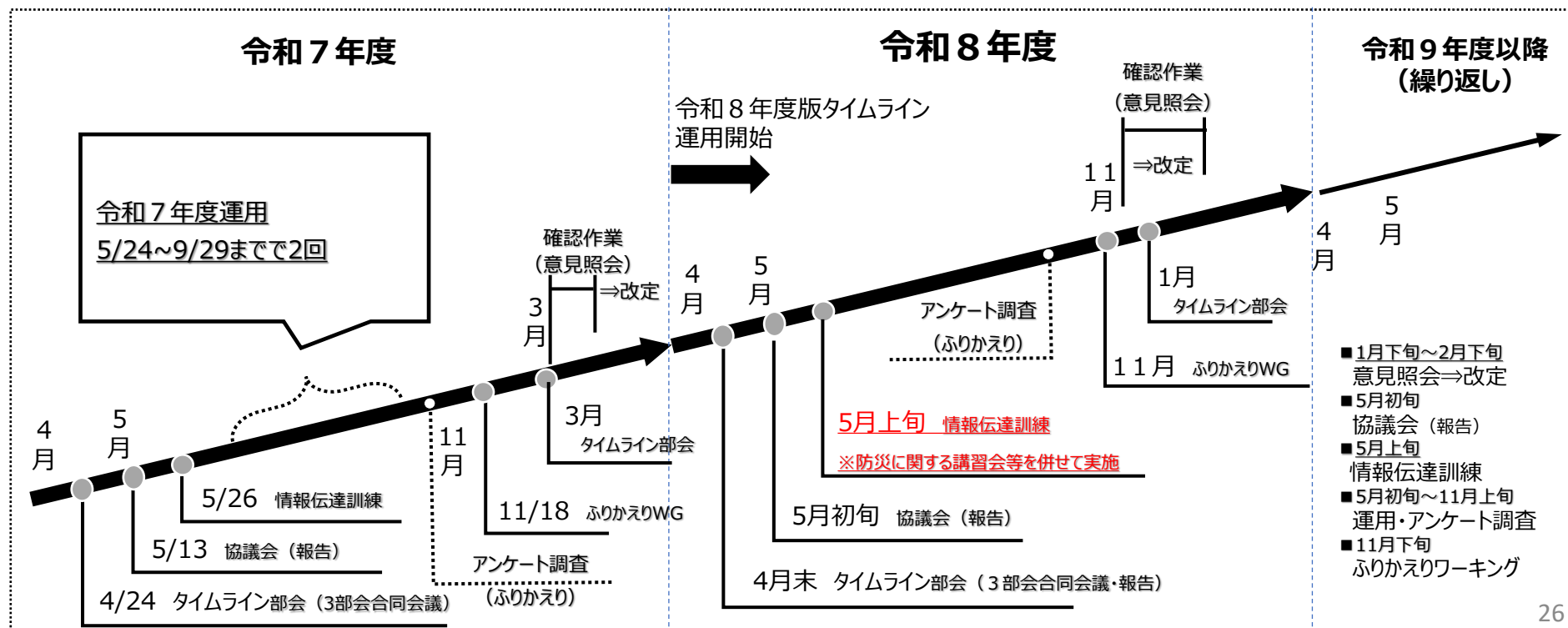
- ・新年度体制における運用習熟を目的として、出水期前に情報伝達訓練・講習会などを実施
- ・令和8年度版「寝屋川流域大規模水害タイムライン」の運用

【ふりかえり】

- ・運用後にふりかえりWGを実施し、課題抽出や改善策の検討を実施

【改善】

- ・大規模水害タイムライン部会を開催し、ふりかえりWGの結果を踏まえてタイムラインを改定



(1) 収入の部 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

単位:円

	当 初 予 算	備 考
負 担 金	834, 000	内訳は下記のとおり
繰 越 金	361, 818	
雑 収 入	1, 181	利息(見込)
合 計	1, 196, 999	

<負担金内訳>

(1)地方公共団体 負担金 784,000円

(2)その他 負担金(見込)

都市技術センター(施設見学会共催負担金) 50,000円

(2) 支出の部 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

単位:円

	当 初 予 算	内 訳
事 業 費	900, 000	啓発イベント 500, 000
		講演者謝礼等 160, 000
		啓発グッズ作成 240, 000
会 議 費	120, 000	部会、協議会 会議費 120, 000
事 務 費	100, 000	要望関係 100, 000
予 備 費	76, 999	
合 計	1, 196, 999	

* 事業費の内訳は変更できるものとする。

* 予備費からその他経費への振替は承認なしで行うことができるものとする。

一級水系
流域治水プロジェクト

淀川水系寝屋川ブロック 流域治水プロジェクト【位置図】
～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

大阪府

○特定都市河川流域に指定している寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者や流域市等のあらゆる関係者が連携した総合治水対策として、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等の整備や流域貯留浸透事業等の流域対策を進めています。

凡例

- 河川改修等
- 地下河川、下水道増補幹線（整備済）
- 地下河川、下水道増補幹線（計画）
- 貯留施設（整備済）
- 貯留施設（計画）
- 雨水貯留施設（整備済）
- 雨水貯留施設（計画）
- 流域下水道の雨水ポンプ場施設（整備済）
- 流域下水道の雨水ポンプ場施設（計画）
- 砂防、治山事業
- 流域界
- 内外水境界

＜寝屋川市＞

- 古川雨水幹線整備事業
- 雨水ポンプ場の改築・耐震化

＜枚方市＞

- 雨水ポンプ場の耐震化・長寿命化
- 雨水幹線整備
- 防災指針の策定

＜門真市＞

- 西部排水区管渠整備
- 中部排水区管渠整備
- 排水機場ポンプ修繕
- 校庭貯留整備

＜大東市＞

- 市内ポンプ場更新修繕計画策定
- 東部排水区整備
- 校庭貯留整備

＜守口市＞

- 守口排水区管渠整備
- ポンプ場の改築
- 校庭貯留整備

＜大阪市＞

- 下水道施設の耐震化・耐水化
- 水門・鋼矢板護岸等の機能維持
- 河道維持
- 雨水貯留施設の整備

＜東大阪市＞

- 岸田堂ポンプ場増強事業
- 新岸田堂幹線整備
- 新大連北放流幹線

＜八尾市＞

- ため池の治水活用
- 防災指針の策定

＜八尾市、藤井寺市、柏原市＞

- 川俣処理区合流管渠整備事業

小中学校における河川環境学習

＜生駒山系
花屏風構想＞

水環境改善のための底泥の浚渫（平野川）

下水道増補幹線の整備
（門真守口増補幹線）

地下河川の整備
（北部地下河川城北立杭）

校庭貯留の実施

【森林整備】（中部農と緑）

- 四條畷市南野地区
- 東大阪市善根寺町

開発に伴う雨水貯留槽の設置（寝屋川市）

ため池の治水活用
（恩智池池）

●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等【府】
- 河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持（長寿命化対策）【市】
- 流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備【府・市】
- 道路拡幅事業などの他事業との連携や校庭貯留による流域対応の推進【市】
- ため池及び農業用施設等の治水活用【市・民間】
- 雨水浸透阻害行為に対する指導【府・市】
- 雨水貯留浸透施設の整備【民間】
- 砂防事業（堤堰等）、治山事業の実施【府】
- 整備基準を超える規模の降雨に対するポンプ運転調整【府・市】

●被害対象を減少させるための対策

- 土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
- 水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）等
- 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定【府・市】⇒流域水害対策計画の変更

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- 洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
- 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
- 基礎調査の実施と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定・公表【府】
- ホットラインの運用（洪水・土砂）【府、市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（広域タイムライン）（洪水）【府・市・民間】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（市域タイムライン）（洪水・土砂）【市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（コミュニティタイムライン）（洪水・土砂）【市】
- 水害危険性の周知促進【府・市】
- ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
- 隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・土砂・内水・高潮）【府、市】
- 流域内の企業に対する業務継続計画（BCP）策定普及【府・市】
- 浸水被害軽減地区の指定【府、市】
- 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- 応急的な退避場所の確保【市】
- 水防団間での連携、協力に関する検討【府・市】

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等

- 水害ハザードマップの改良、周知、活用（洪水・土砂・内水）【府、市】
- 災害リスクの現地表示【府、市】
- 防災教育の推進【府、市】
- 共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府、市】
- 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市】
- 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）【府、市、水防事務組合】
- 水防訓練の充実【府・市】

●グリーンインフラの取組み

- 小中学校などにおける河川環境学習【府、市】
- 生駒山系花屏風構想【府、市、民間】
- 環境改善のための浚渫、親水護岸の設置【府】

第6号議案 流域治水プロジェクトの更新

一級水系
流域治水プロジェクト

淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】
～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
 - 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程 ※ 短期：5年、中期：10年、中長期：20～30年		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防く・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府			
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市	法善寺多目的遊水池（Aゾーン）の概成 R6年度	布施公園調節池の概成 R7年度	加納元町調節池の概成
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等			
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市			
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間			
	雨水貯留浸透施設の整備	民間			
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市			
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	流域市	流域水害対策計画の変更（R8年度）		
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定（流域水害対策計画の変更）	大阪府・流域市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台	洪水浸水想定区域指定拡大完了（R6年度） 雨水出水浸水想定区域図作成・公表（R7年度）	区域の指定（R9年度） 要配慮者利用施設への避難確保計画・訓練の支援（R7年度～）	
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市			
グリーンインフラの取組み	河川美化活動・河川環境学習・水環境パネル展の開催	大阪府・流域市・河川レンジャー			
	浚渫・親水護岸の設置	大阪府			

(参考) 流域治水プロジェクトの更新

一級水系
流域治水プロジェクト

淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
 - 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	行程	
			R8	R9
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府	・恩智川河川改修（神田橋～式部橋）（継続） ・布施公園調節池（R8年度完了） ・加納元町調節池Ⅰ期（継続） ・加納元町調節池Ⅱ期（継続） ・北部地下河川（鶴見調節池）（継続）	・恩智川河川改修（神田橋～式部橋）（継続） ・加納元町調節池Ⅰ期（継続） ・加納元町調節池Ⅱ期（継続） ・北部地下河川（鶴見調節池）（継続）
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市	・長寿命化における水門点検（城北川等）（継続）	・長寿命化における水門点検（城北川等）（継続） ・長寿命化における鋼矢板塗装（今川等）（継続）
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等	・枚岡河内中央増補幹線の整備（継続） ・全般的な雨水ポンプの更新及び予備機化	・枚岡河内中央増補幹線の整備（継続） ・全般的な雨水ポンプの更新及び予備機化
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市	・第四中学校区義務教育学校（門真市） ・八雲中学校（守口市）	・深野小学校（大東市）
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間	・トンボ池（八尾市）	・貯留機能保全区域の指定 ・清水池（八尾市）
	雨水貯留浸透施設の整備	民間	・雨水浸透阻害行為の許可等の運用	・雨水浸透阻害行為の許可等の運用
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府	・砂防事業 神宮寺北谷（八尾市）等 ・治山事業 交野市倉治 ・下流河川への土砂流出防止 清滝川（四条畷市）等	・砂防事業 神宮寺北谷（八尾市）等 ・治山事業 交野市倉治 ・下流河川への土砂流出防止

(参考) 流域治水プロジェクトの更新

一級水系 流域治水プロジェクト

淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
 - 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	行程	
			R8	R9
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市	・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度の運用	・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度の運用
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	流域市	・交野市 ・藤井寺市	・四条畷市
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定（流域水害対策計画の変更）	大阪府・流域市	・流域水害対策計画の変更（区域指定方針の追加）	・区域の指定
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台	・新たな防災気象情報の運用開始 ・要配慮者利用施設への避難確保計画作成・避難訓練実施の支援 ・地域タイムライン作成の支援	・水位計等の追加設置（R9年度～）
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市	・平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項の周知	・平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項の周知
グリーンインフラの取組み	河川美化活動・河川環境学習・水環境パネル展の開催	大阪府・流域市・河川レンジャー	・清掃活動（ごみゼロアクション）の活性化などごみゼロに向けた取組み	・清掃活動（ごみゼロアクション）の活性化などごみゼロに向けた取組み
	浚渫・親水護岸の設置	大阪府	・スカムアラートの増設	・スカムアラートの増設

淀川水系寝屋川ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



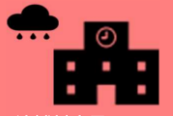
約98%
※整備計画目標流量ベース
(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



3市
(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万㎡に対する進捗率
約35.9%
(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流出災害対策



治山対策 1箇所
土石流対策 10施設
※流域市内の事業箇所
(寝屋川流域外を含む)
(令和7年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



7市
(令和7年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 全27河川
雨水出水浸水想定区域 **10団体**
(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 洪水土砂高潮 **9434施設**
205施設
4225施設
避難訓練 **824施設**
※洪水・土砂・高潮の重複を含む
(令和7年9月末時点)

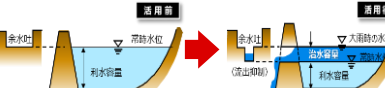
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用（恩智惣池）



改良前
改良後
余水吐を切り欠く
(■500×500)

平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用の検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



被害対象を減少させるための対策

枚方市・門真市・八尾市・大東市・守口市・東大阪市・**寝屋川市**において、立地適正化計画(防災指針)策定

寝屋川市では、平成30年4月に立地適正化計画を策定し、計画策定から概ね5年が経過したことによる見直しとともに、都市再生特別措置法の改正により居住の安全確保などの防災減災対策の取組を推進するため「防災指針」の作成が位置付けられたことを踏まえ、令和7年4月に一部改定を行った。



寝屋川市立地適正化計画



東大阪市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)

東大阪市では、令和5年3月に立地適正化計画(平成31年3月に策定)を都市計画マスタープランに組み入れ、まちづくりの方向性の整合を図るとともに、市域全域を対象とした防災指針を策定し、自然災害に対するまちづくりの方向性を示している。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区气象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定、運用しており、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



寝屋川流域大規模水害タイムライン
ふりかえりWG
コミュニティタイムライン作成支援(R7年度)
令和7年度は、市町村および住民向けのコミュニティタイムライン作成支援講習会を開催し、取組み普及を図った。



コミュニティタイムライン作成支援講習会(大阪市内)

グリーンインフラの取組み

自然環境が有する多様な機能活用の取組

大東市、東大阪市、八尾市、柏原市では、平成25年度より流域住民と連携し、ワークショップを開催し、美化活動やぼい捨て防止の啓発など、ごみの削減に向けた取組みを進めている。



恩智川クリーン・リバー・プロジェクト
魅力ある水辺空間・賑わいの創出

寝屋川では、河川区間を活かした水辺の賑わいの創出するため、親水護岸の整備を実施している。



親水護岸整備(寝屋川)

〔経緯〕氾濫注意水位(太子橋地点)の見直し

(議案書 20ページ)

1. 氾濫注意水位(太子橋地点)の見直しのきっかけ

令和6年度に平野川(太子橋地点)にて、氾濫注意水位を10回超過
寝屋川タイムライン(以下、TLという)の発動も太子橋に起因するものがほとんど(8/9回)であった
⇒昨年度の振返りWGにおいても、水位設定の確認が必要ではないかと意見
現行の氾濫注意水位(太子橋地点)について、見直しを実施

2. 水位の再設定(太子橋地点)

基準 水位	検討方法 (※)	検討水位		現状 (m)
		(OP.m)	(m)	
氾濫注意 水位	イ.計画高水流量の5割の水位	9.86	2.40	2.00
	ロ.平均低水位から計画高水位までの6割の水位	9.76	2.30	
水防団待 機水位	イ.計画高水流量の2割の水位	9.01	1.55	1.25
	ロ.平均低水位から計画高水位までの2.5割の水位	8.76	1.30	

(※) 府管理河川における通報水位及び警戒水位の設定要領(案)
太子橋地点の受持ち区間は改修済みであることから「改修済み」
の設定方法を採用

(1) 氾濫注意水位(警戒水位):**現状2.00m**
「ロ 平均低水位から計画高水位までの6割水位」の
2.30mを採用。
⇒設定値に25cm以上の変動があるため**見直しの対象**
とする

(2) 水防団待機水位(通報水位):**現状1.25m**
「ロ 平均低水位から計画高水位までの2.5割水位」の
1.30mを採用。
⇒設定値の変動が25cm未満のため**見直しは行わない**

3. 到達頻度の確認(太子橋地点、氾濫注意水位)

○氾濫注意水位 (現状) : 2.00m
R7年度 : 2回
R6年度 : 10回
R5年度 : 6回

○氾濫注意水位 (今回検討) : 2.30m
R7年度 : 0回 ⇒ 2回減
R6年度 : 7回 ⇒ 3回減
R5年度 : 4回 ⇒ 2回減

➡ 現状の氾濫注意水位(2.00m)の到達頻度が、
目安(約3年に1回起こる程度の水位)より多いので、
今回見直した水位2.30mでR8年度より運用する。

【参考】

R6年度(太子橋地点) 氾濫注意水位超過後の到達水位(m)		
・5/28 2.45	・6/18 2.57	・6/21 2.71
・6/23 2.28	・6/28 2.35、2.66	・7/11 2.43
・7/12 2.25	・7/16 2.03	・11/2 2.82

第7号議案 寝屋川流域における下水道の雨水ポンプ施設の操作に関する要綱の変更

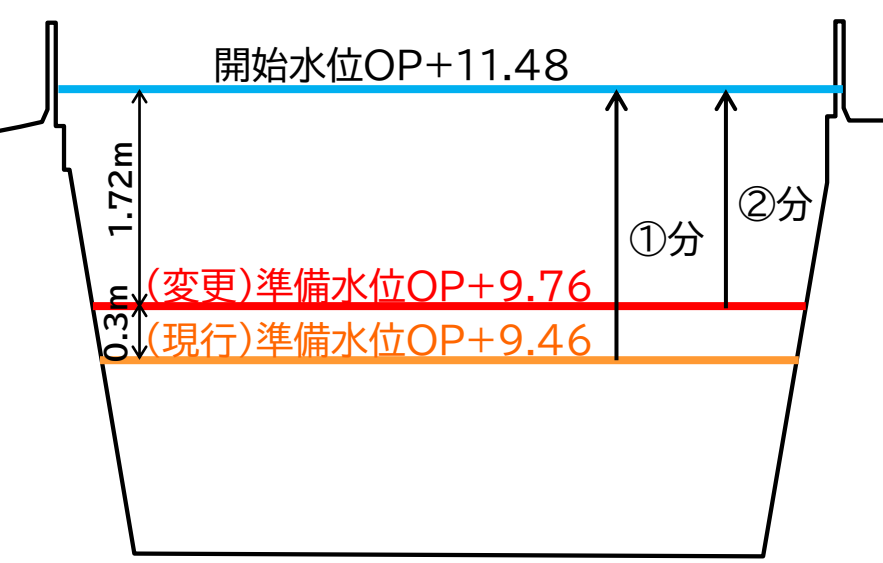
ポンプ運転準備水位(太子橋地点)の見直し〔要綱の変更〕

- 現在、寝屋川流域におけるポンプ運転調整準備水位は、ポンプ運転調整の実施を判断する基準地点にある各水位観測所における氾濫注意水位としている。
- 平野川(太子橋地点)における氾濫注意水位の変更に合わせ、ポンプ運転調整準備水位についても変更を行い、令和8年度から運用を開始する(R8.5末:要綱改正⇒R9.2頃:流域水害対策計画に反映)。

ポンプ運転調整準備水位:(現行)OP+9.46 ⇒ (変更)OP+9.76

〔参考〕準備水位の変更に伴うリードタイムの短縮の確認

- ・変更により準備水位が0.3m高くなることにより、開始水位までのリードタイムが下表のとおり短縮することが想定される。
- ・変更後でも運転調整開始の準備に必要なリードタイムは十分確保できていると考えられる。



ケース	水位上昇 速度 (m/10分)	準備から開始までの リードタイム (分)		短縮時間 (分)
		①現行	②変更	
ケース1 R5～R7平均	0.11	187	160	-28
ケース2 R5～R7最大水位	0.08	258	220	-38
ケース3 八尾実績	0.03	673	573	-100

※ケース1、ケース2は、R5～R7年度の期間に現行の氾濫注意水位を超えた18出水を対象に、氾濫注意水位を超えてから水位ピークまでの平均的な水位上昇速度を算出。
※ケース1は18出水の水位上昇速度の平均値
※ケース2は18出水のうち、最大水位(OP+10.47)を記録した出水(R5.6.2)の水位上昇速度
※ケース3は八尾実績降雨によるシミュレーション水位から算出した水位上昇速度
※準備から開始までのリードタイムは、上記の水位上昇速度を用い、仮に開始水位まで到達したものとして算出(開始水位に到達の実績なし)

〔現行(旧)〕

別表 4：第 5 条、第 6 条及び第 7 条関係）基準水位

ポンプ運転調整 対象流域	基準地点	基準水位		
		準備水位	開始水位	解除水位
平野川流域	剣橋水位観測所	0P+3. 30	0P+4. 40	0P+4. 20
	平野川三川合流点水位観測所	0P+3. 80	0P+5. 07	0P+4. 87
	鳥居先（平野川下流）水位観測所	0P+5. 50	0P+5. 97	0P+5. 77
	中竹渕橋水位観測所	0P+7. 70	0P+9. 08	0P+8. 88
	太子橋水位観測所	0P+9. 46	0P+11. 48	0P+11. 28

〔変更(新)〕

（別表 4：第 5 条、第 6 条及び第 7 条関係）基準水位

ポンプ運転調整 対象流域	基準地点	基準水位		
		準備水位	開始水位	解除水位
平野川流域	剣橋水位観測所	0P+3. 30	0P+4. 40	0P+4. 20
	平野川三川合流点水位観測所	0P+3. 80	0P+5. 07	0P+4. 87
	鳥居先（平野川下流）水位観測所	0P+5. 50	0P+5. 97	0P+5. 77
	中竹渕橋水位観測所	0P+7. 70	0P+9. 08	0P+8. 88
	太子橋水位観測所	0P+9. 76	0P+11. 48	0P+11. 28

◆寝屋川流域協議会規約第 8 条第 3 項及び第 4 項に基づき、新監事を選出する。
監事の選出にあたっては、下記のとおり選出する。

1. 新監事

藤井寺市長とする。

2. 監事の選出

東大阪市長→寝屋川市長→八尾市長→
大東市長→守口市長→門真市長→
交野市長→四條畷市長→枚方市長→
柏原市長→大阪市長→藤井寺市長→

年 度	監 事
昭和 63 年度	寝屋川市長
～平成 5 年度	
平成 6 年度	寝屋川市長
平成 7 年度	八尾市長
平成 8 年度	大東市長
平成 9 年度	守口市長
平成 10 年度	門真市長
平成 11 年度	交野市長
平成 12 年度	四條畷市長
平成 13 年度	枚方市長
平成 14 年度	柏原市長
平成 15 年度	大阪市建設局長
平成 16 年度	東大阪市長
平成 17 年度	寝屋川市長
平成 18 年度	八尾市長
平成 19 年度	大東市長
平成 20 年度	守口市長
平成 21 年度	門真市長
平成 22 年度	交野市長
平成 23 年度	四條畷市長
平成 24 年度	枚方市長
平成 25 年度	柏原市長
平成 26 年度	大阪市建設局長
平成 27 年度	東大阪市長
平成 28 年度	寝屋川市長
平成 29 年度	八尾市長
平成 30 年度	大東市長
令和 元 年度	守口市長
令和 2 年度	門真市長
令和 3 年度	交野市長
令和 4 年度	四條畷市長
令和 5 年度	枚方市長
令和 6 年度	柏原市長
令和 7 年度	大阪市長
令和 8 年度	藤井寺市長